

反マネーロンダリング特別予防措置 管理弁法（日本語訳）

出典：中国政府網（国务院公报 2026 年第 9 号）掲載「反洗钱特别预防措施管理办法」（中国人民銀行等 8 部門令〔2026〕第 1 号、2026 年 2 月 16 日施行）

https://www.gov.cn/gongbao/2026/issue_12646/202603/content_7064124.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。

沿革：2025 年 11 月 17 日中国人民銀行行務会議で審議・可決し、外交部、公安部、国家安全部、司法部、財政部、住房城鄉建設部及び国家市場監督管理總局の同意を経て、2026 年 1 月 13 日に中国人民銀行、外交部、公安部、国家安全部、司法部、財政部、住房城鄉建設部、市場監督管理總局令〔2026〕第 1 号として公布。2026 年 2 月 16 日から施行。

第 1 章 総則（第一章 总则）

第一条

【原文】为预防洗钱、恐怖融资及大规模杀伤性武器扩散融资活动，规范反洗钱特别预防措施，根据《中华人民共和国反洗钱法》、《中华人民共和国反恐怖主义法》、《中华人民共和国对外关系法》等法律，制定本办法。

【訳文】マネーロンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器拡散金融の活動を予防し、反マネーロンダリング特別予防措置を規範化するため、《中華人民共和國反マネーロンダリン

グ法》、《中華人民共和國反テロリズム法》、《中華人民共和國對外關係法》等の法律に基づき、この弁法を制定する。

第二条

【原文】任何单位和个人应当依法对下列名单所列对象采取反洗钱特别预防措施：

- （一）国家反恐怖工作领导小组认定并由其办公室公告的恐怖活动组织和人员名单；
- （二）外交部发布的执行联合国安理会决议通知中涉及定向金融制裁的组织和人员名单；
- （三）中国人民银行认定或者会同国家有关机关认定的，具有重大洗钱风险、不采取措施可能造成严重后果的组织和人员名单。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、法に従って、次に掲げるリストに掲載された対象に対して反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

- （1）国家反テロリズム業務指導小組が認定し、その弁公室が公告するテロ活動組織及び人員のリスト
- （2）外交部が発布する国際連合安全保障理事会決議の執行に関する通知中の、対象を特定した金融制裁に関わる組織及び人員のリスト
- （3）中国人民銀行が認定し、又は国家の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングのリスクを有し、措置をとらなければ重大な結果を生じさせるおそれのある組織及び人員のリスト

第三条

【原文】本办法所称反洗钱特别预防措施，包括立即停止向本办法第二条规定的名单所列对象及其代理人、受其指使的组织和人员、其直接或者间接控制的组织提供金融等服务或者资金、资产，立即限制相关资金、资产转移等。

采取反洗钱特别预防措施不得事先通知前款规定的相关组织和人员。

【訳文】この弁法において反マネーロンダリング特別予防措置とは、この弁法第2条に定めるリストに掲載された対象及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員並びにその直接又は間接に支配する組織に対する金融等のサービス又は資金若しくは資産の提供を直ちに停止すること、関連する資金及び資産の移転を直ちに制限すること等をいう。

反マネーロンダリング特別予防措置をとるに当たっては、前項に定める関係する組織及び人員に事前に通知してはならない。

第四条

【原文】采取反洗钱特别预防措施应当依法保护善意第三人的合法权益。

善意第三人可以依法进行权利救济。

【訳文】反マネーロンダリング特別予防措置をとるに当たっては、法に従って善意の第三者の合法的な権益を保護しなければならない。
善意の第三者は、法に従って権利の救済を求めることができる。

第五条

【原文】对依法履行反洗钱特别预防措施相关职责或者义务获得的客户身份资料和交易信息等反洗钱信息，应当予以保密。非依法律规定，不得向任何单位和个人提供。

【訳文】法に従って反マネーロンダリング特別予防措置に関連する職責又は義務を履行することにより取得した顧客の身元資料及び取引情報等の反マネーロンダリング情報は、秘密を保持しなければならない。法律の規定によらなければ、いかなる法人その他の団体又は個人にも提供してはならない。

第六条

【原文】单位和个人依法采取反洗钱特别预防措施受法律保护。

【訳文】法人その他の団体及び個人が法に従って反マネーロンダリング特別予防措置をとることは、法律の保護を受ける。

第2章 リスト及び執行（第二章 名单与执行）

第七条

【原文】公安部、国家安全部、外交部、中国人民银行在各自职责范围内开展本办法第二条规定的名单的认定、发布、除名等相关工作，并互相配合。

中国人民银行依法对金融机构履行反洗钱特别预防措施义务的情况进行监督管理和指导。

国务院有关特定非金融机构主管部门依法对特定非金融机构履行反洗钱特别预防措施义务的情况进行监督管理和指导。

【訳文】公安部、国家安全部、外交部及び中国人民銀行は、それぞれの職責の範囲内で、この弁法第2条に定めるリストの認定、発布、削除等の関連業務を行い、相互に協力する。
中国人民銀行は、法に従って、金融機関による反マネーロンダリング特別予防措置義務の履行状況について監督管理及び指導を行う。

國務院の關係特定非金融機關主管部門は、法に従って、特定非金融機関による反マネーロンダリング特別予防措置義務の履行状況について監督管理及び指導を行う。

第八条

【原文】国家有关机关通过多种形式开展反洗钱特别预防措施宣传教育活动，增强社会公众对洗钱、恐怖融资及大规模杀伤性武器扩散融资活动的防范意识和识别能力。

【訳文】国家の関係機関は、多様な形式により反マネーロンダリング特別予防措置の宣伝教育活動を行い、マネーロンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器拡散金融の活動に対する社会公衆の警戒意識及び識別能力を高める。

第九条

【原文】对本办法第二条第一项规定的名单有异议的，当事人可以依照《中华人民共和国反恐怖主义法》的相关规定，通过国家反恐怖工作领导小组办公室申请复核。

对本办法第二条第二项规定的名单有异议的，当事人可以按照外交部公布的有关程序提出除名申请。

对本办法第二条第三项规定的名单有异议的，当事人可以向作出认定的部门申请行政复议；对行政复议决定不服的，可以依法提起行政诉讼。

【訳文】この弁法第2条第1号に定めるリストに異議があるときは、当事者は、《中華人民共和國反テロリズム法》の関係規定に従って、国家反テロリズム業務指導小組弁公室を通じて再審査を申請することができる。

この弁法第2条第2号に定めるリストに異議があるときは、当事者は、外交部が公布する関係手続に従って削除の申請をすることができる。

この弁法第2条第3号に定めるリストに異議があるときは、当事者は、認定をした部門に行政不服審査を申請することができ、行政不服審査の決定に不服があるときは、法に従って行政訴訟を提起することができる。

第十条

【原文】为支付基本开支及其他必需的费用，名单所列对象可以根据名单类型向公安部、外交部、中国人民银行申请使用被限制转移的资金、资产。

申请通过后，资金、资产的所有人、控制人或者管理人应当配合按照指定用途、金额、方式等动用资金、资产。

【訳文】基本的支出その他の必要な費用を支払うため、リストに掲載された対象は、リストの種類に応じて、公安部、外交部又は中国人民銀行に対し、移転を制限された資金及び資産の使用を申請することができる。

申請が承認された後、資金及び資産の所有者、支配者又は管理者は、指定された用途、金額、方法等に従って資金及び資産を動かすことに協力しなければならない。

第3章 反マネーロンダリング特別予防措置義務（第三章 反洗钱特别预防措施义务）

第十一条

【原文】金融机构应当建立健全反洗钱特别预防措施内控制度，识别和评估相关风险，采取与风险相适应的管理措施。

【訳文】金融機関は、反マネーロンダリング特別予防措置の内部統制制度を確立し及び健全化し、関連するリスクを識別し及び評価し、リスクに相応した管理措置をとらなければならない。

第十二条

【原文】金融机构应当持续关注并及时获取本办法第二条规定的名单。

【訳文】金融機関は、この弁法第2条に定めるリストを継続的に注視し、速やかに取得しなければならない。

第十三条

【原文】本办法第二条规定的名单发布或者发生调整时，金融机构应当根据名单对所有客户进行核查。

金融机构与客户建立业务关系、为客户提供一次性金融服务，或者业务关系存续期间客户身份基本信息发生变化的，应当根据名单对客户进行核查。

【訳文】この弁法第2条に定めるリストが発布され又は調整されたときは、金融機関は、リストに基づきすべての顧客について照合を行わなければならない。

金融機関は、顧客と業務関係を確立し、顧客に一回限りの金融サービスを提供し、又は業務関係の存続期間中に顧客の身元の基本情報に変化が生じたときは、リストに基づき顧客について照合を行わなければならない。

第十四条

【原文】金融机构应当根据名单对客户的交易对象进行核查。

【訳文】金融機関は、リストに基づき顧客の取引の相手方について照合を行わなければならない。

第十五条

【原文】金融机构应当对所有业务开展名单核查。

【訳文】金融機関は、すべての業務についてリストの照合を行わなければならない。

第十六条

【原文】核查发现客户或者其交易对象属于名单所列对象或者其代理人、受其指使的组织或者人员、其直接或者间接控制的组织的，金融机构应当立即采取反洗钱特别预防措施。

在采取限制转移措施时，前款规定的组织或者人员与他人共同拥有或者控制的资金、资产，如无法分割或者确定份额的，金融机构应当一并采取措施。

【訳文】照合により、顧客又はその取引の相手方が、リストに掲載された対象若しくはその代理人、その指図を受ける組織若しくは人員又はその直接若しくは間接に支配する組織に該当することが判明したときは、金融機関は、直ちに反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

移転制限措置をとるに当たり、前項に定める組織又は人員が他人と共同で所有し又は支配する資金及び資産について、分割し又は持分を確定することができないときは、金融機関は、これらについても併せて措置をとらなければならない。

第十七条

【原文】金融机构对客户或者其交易对象是否属于名单所列对象存在疑问的，可以向名单发布机关申请协助核实。

【訳文】金融機関は、顧客又はその取引の相手方がリストに掲載された対象に該当するか否かについて疑問があるときは、リストの発布機関に確認への協力を申請することができる。

第十八条

【原文】金融机构采取反洗钱特别预防措施后，应当将采取的措施、被限制转移的资金或者资产、客户试图进行的交易等信息按照规定及时书面报告中国人民银行或者其分支机构。

对本办法第二条第一项规定的名单所列对象采取反洗钱特别预防措施的，还应当按照规定及时向国务院公安部门、国家安全部门书面报告。

【訳文】金融機関は、反マネーロンダリング特別予防措置をとった後、とった措置、移転を制限した資金又は資産、顧客が行おうとした取引等の情報を、規定に従って速やかに中国人民银行又はその分支機構に書面で報告しなければならない。

この弁法第2条第1号に定めるリストに掲載された対象に対して反マネーロンダリング特別予防措置をとったときは、更に規定に従って速やかに国务院の公安部門及び国家安全部門に書面で報告しなければならない。

第十九条

【原文】金融机构采取反洗钱特别预防措施后，可以以适当方式告知被采取反洗钱特别预防措施的对象，说明采取的措施和理由。法律、行政法规或者相关部门另有保密要求的除外。

【訳文】金融機関は、反マネーロンダリング特別予防措置をとった後、反マネーロンダリング特別予防措置の対象とされた者に対し、適切な方法でその旨を告知し、とった措置及びその理由を説明することができる。ただし、法律、行政法規又は関係部門に別段の秘密保持の要求があるときは、この限りでない。

第二十条

【原文】被采取反洗钱特别预防措施的组织和个人认为金融机构采取反洗钱特别预防措施不符合有关法律法规要求的，可以向金融机构提出，金融机构应当及时处理。

【訳文】反マネーロンダリング特別予防措置の対象とされた組織及び個人は、金融機関がとった反マネーロンダリング特別予防措置が関係する法律法規の要求に適合しないと認めるときは、金融機関に申し出ることができ、金融機関は、速やかに処理しなければならない。

第二十一条

【原文】采取反洗钱特别预防措施期间，金融机构可以通过有关账户收取被列名对象根据名单发布前签订的合同、协议或者其他债权债务关系应收的款项及其他收入。

对于前款规定的应收款项和其他收入，金融机构应当一并采取反洗钱特别预防措施。

【訳文】反マネーロンダリング特別予防措置をとっている期間中、金融機関は、リスト掲載対象がリストの発布前に締結した契約、協議その他の債権債務関係に基づき受け取るべき代金その他の収入を、関係口座を通じて受け取ることができる。

前項に定める受け取るべき代金その他の収入については、金融機関は、これにも併せて反マネーロンダリング特別予防措置をとらなければならない。

第二十二条

【原文】在采取限制转移措施期间，相关资金、资产发生变动的，金融机构应当及时报告中国人民银行或者其分支机构。

【訳文】移転制限措置をとっている期間中、関連する資金及び資産に変動が生じたときは、金融機関は、速やかに中国人民銀行又はその分支機構に報告しなければならない。

第二十三条

【原文】任何单位和个人不得擅自解除反洗钱特别预防措施。

符合下列情形之一的，应当立即解除反洗钱特别预防措施：

- （一）本办法第二条规定的名单发生调整，相关组织或者人员不再属于名单范围的；
- （二）经核实采取反洗钱特别预防措施有误的；
- （三）经相关部门通过法定程序认定需要解除反洗钱特别预防措施的。

金融机构解除反洗钱特别预防措施，应当按照本办法第十八条的规定报告。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、ほしいままに反マネーロンダリング特別予防措置を解除してはならない。

次のいずれかに該当するときは、直ちに反マネーロンダリング特別予防措置を解除しなければならない。

（1）この弁法第2条に定めるリストが調整され、関係する組織又は人員がもはやリストの範囲に属しなくなったとき。

（2）確認の結果、反マネーロンダリング特別予防措置をとったことが誤りであったとき。

（3）関係部門が法定の手続を経て反マネーロンダリング特別予防措置を解除する必要があると認定したとき。

金融機関は、反マネーロンダリング特別予防措置を解除したときは、この弁法第18条の規定に従って報告しなければならない。

第二十四条

【原文】特定非金融机构在从事规定的特定业务时，参照本办法关于金融机构履行反洗钱特别预防措施的相关规定，根据行业特点、经营规模、洗钱风险状况履行反洗钱特别预防措施义务。

【訳文】特定非金融機関は、規定の特定業務に従事するに当たり、金融機関の反マネーロンダリング特別予防措置の履行に関するこの弁法の関係規定を参照し、業界の特性、経営規模及びマネーロンダリングのリスク状況に応じて反マネーロンダリング特別予防措置義務を履行する。

第4章 法律上の責任（第四章 法律责任）

第二十五条

【原文】依法负有反洗钱特别预防措施相关职责的部门工作人员违反规定，泄露应予保密的信息的，依法给予处分。

【訳文】法により反マネーロンダリング特別予防措置に関連する職責を負う部門の職員が規定に違反して秘密を保持すべき情報を漏洩したときは、法により処分する。

第二十六条

【原文】金融机构违反本办法，未按照规定制定、完善反洗钱特别预防措施内控制度的，由中国人民银行或者其设区的市级以上分支机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十二条的规定进行处罚。

金融机构未按照本办法规定履行反洗钱特别预防措施义务的，由中国人民银行或者其设区的市级以上分支机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十四条的规定进行处罚；致使犯罪所得及其收益通过本机构得以掩饰、隐瞒的，或者致使恐怖主义融资后果发生的，依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十五条的规定进行处罚。

中国人民银行或者其设区的市级以上分支机构按照以上两款规定对金融机构进行处罚的，还可以根据情形对负有责任的董事、监事、高级管理人员或者其他直接责任人员，依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十六条的规定进行处罚。

【訳文】金融機関がこの弁法に違反して、規定に従って反マネーロンダリング特別予防措置の内部統制制度を制定せず、又は整備していないときは、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の分支機構が《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第 52 条の規定により処罰する。

金融機関がこの弁法の規定に従って反マネーロンダリング特別予防措置義務を履行しないときは、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の分支機構が《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第 54 条の規定により処罰する。犯罪所得及びその収益を当該機関を通じて隠蔽し若しくは秘匿させ、又はテロ資金供与の結果を発生させたときは、《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第 55 条の規定により処罰する。

中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の分支機構が前 2 項の規定により金融機関を処罰するときは、更に状況に応じて、責任を負う取締役、監査役、高級管理職その他の直接責任者を《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第 56 条の規定により処罰することができる。

第二十七条

【原文】特定非金融机构违反本办法规定的，由特定非金融机构主管部门依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十八条的规定进行处罚。

【訳文】特定非金融機関がこの弁法の規定に違反したときは、特定非金融機関主管部門が《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第 58 条の規定により処罰する。

第二十八条

【原文】金融机构以及特定非金融机构以外的单位和个人违反本办法规定的，由中国人民银行或者其设区的市级以上分支机构依照《中华人民共和国反洗钱法》第五十九条的规定进行处罚。

【訳文】金融機関及び特定非金融機関以外の法人その他の団体及び個人がこの弁法の規定に違反したときは、中国人民銀行又はその区を設ける市級以上の分支機構が《中華人民共和国反マネーロンダリング法》第59条の規定により処罰する。

第5章 附則（第五章 附則）

第二十九条

【原文】本办法所称任何单位和个人，是指中华人民共和国公民、依照中华人民共和国法律设立的法人、非法人组织及其境内外分支机构，以及位于中华人民共和国境内的其他单位和个人。

本办法第三条要求立即限制转移的资金、资产包括：

（一）名单所列对象直接或者间接、单独或者与他人共同所有或者控制的所有资金、资产，不仅限于与特定恐怖行为或者扩散行为相关的资金、资产；

（二）前项规定的资金、资产所产生的孳息和其他收益；

（三）名单所列对象的代理人、受其指使的组织 and 人员的资金、资产。

本办法所称基本开支，包括购买食物、住房支出、医药费、水电费等用于维持生活的基本费用，以及税费、资金管理费、资产维护费等。

本办法所称资金、资产包括任何形式的资金或者资产，不论是有形资产或者无形资产，动产或者不动产，包括但不限于银行存款、票据、邮政汇票、保单、提单、仓单、信用证、股票、债券及其他证券，房屋、土地、车辆、船舶、货物，石油等经济资源，其他以电子或者数字形式证明资产所有权、其他权益的法律文件、证书等，潜在可用于获取资金、商品或者服务的任何其他资产，以及资产产生的孳息和其他收益。

【訳文】この弁法においていかなる法人その他の団体及び個人とは、中華人民共和国の公民、中華人民共和国の法律に従って設立された法人及び非法人組織並びにその境内外の支店等、並びに中華人民共和国の境内に所在するその他の法人その他の団体及び個人をいう。

この弁法第3条により直ちに移転を制限すべき資金及び資産には、次に掲げるものが含まれる。

（1）リストに掲載された対象が直接若しくは間接に、単独で若しくは他人と共同で所有し又は支配するすべての資金及び資産。特定のテロ行為又は拡散行為に関連する資金及び資産に限られない。

（2）前号に定める資金及び資産から生じた果実その他の収益

（3）リストに掲載された対象の代理人並びにその指図を受ける組織及び人員の資金及び資産

この弁法において基本的支出とは、食料の購入、住居費、医療費、水道光熱費等の生活を維持するための基本的な費用並びに税金、资金管理費、資産維持費等をいう。

この弁法において資金及び資産とは、有形資産であるか無形資産であるか、動産であるか不動産であるかを問わず、あらゆる形態の資金又は資産をいい、銀行預金、手形、郵便為替、保険証券、船荷証券、倉荷証券、信用状、株式、債券その他の証券、家屋、土地、車両、船舶、貨物、石油等の経済資源、電子的又はデジタル形式により資産の所有権その他の権益を証明するその他の法的文書及び証書等、資金、商品又はサービスの取得に用いられる可能性のあるその他のあらゆる資産並びに資産から生じた果実その他の収益を含むが、これらに限られない。

第三十条

【原文】 本办法由中国人民银行会同外交部、公安部、国家安全部、司法部、财政部、住房城乡建设部、市场监管总局解释。

【訳文】 この弁法は、中国人民銀行が外交部、公安部、国家安全部、司法部、財政部、住房城乡建设部及び国家市場監督管理総局と共同して解釈する。

第三十一条

【原文】 本办法自 2026 年 2 月 16 日起施行。《涉及恐怖活动资产冻结管理办法》（中国人民银行 公安部 国家安全部令〔2014〕第 1 号）同时废止。

【訳文】 この弁法は、2026 年 2 月 16 日から施行する。《テロ活動に関わる資産の凍結の管理に関する弁法》（中国人民銀行・公安部・国家安全部令〔2014〕第 1 号）は、同時に廃止する。